

第1回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年6月28日（月）16：35～17：14

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第1回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」
の設置について

資料3 - 1 議員によるSNS上での書き込みに関するこれまでの経緯

資料3 - 2 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

資料3 - 3 政治倫理に関する条例の他県比較

参考資料 平成18年度政治倫理確立特別委員会の会議録等

別紙様式 現行条例の課題等について

委 員：ただいまから「第1回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」を開催する。この会議は、5月21日の代表者会議から三重県議会議員の政治倫理に関する課題について議会改革推進会議に諮問を受け、6月9日の議会改革推進会議役員会で三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議として設置された。このプロジェクト会議では、三重県議会議員の政治倫理に関する課題について議論を進めていきたいと考えているので、どうか皆様のご協力をお願いしたい。

まず、去る6月9日の議会改革推進会議役員会における協議及びその後の調整により、この会議の委員は資料1の名簿のとおりであり、小島委員が座長を、そして服部委員に副座長をお願いしたいと思うのでよろしくをお願いしたい。このことについて、委員の皆様にもご了承いただくよう、よろしくをお願いしたい。また、本プロジェクト会議の設置については、同じく6月9日の議会改革推進会議役員会において資料2のとおり決定されているので、ご確認をお願いしたい。次に、会議の運営について、本プロジェクト会議の運営に関してはこれまでの例に倣い、私から提案をさせていただく。1点目は、本プロジェクト会議を公開とすること。2点目は、本プロジェクト会議における議事の概要を県議会

のホームページに掲載をすること。3点目は、議事概要のホームページへの掲載は、発言委員を特定しない形で行うこと。この3点を提案する。このことについて、委員各位のご意見は如何か。公開とする、ホームページに掲載をする、発言委員を特定しない形で行う。よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。次に、今後の進め方等について、このプロジェクト会議では本年4月から5月にかけて代表者会議で議論された、議員によるSNS上での書き込みでの協議を踏まえて、三重県議会議員の政治倫理に関する条例、以後政治倫理条例と呼ぶが、その条例の運用に向けての検討などについて、全ての会派が参加していただくこのプロジェクト会議で委員各位の忌憚のない意見をいただいて、議論を進めていきたい。今後の進め方としては、まず本日は議論の土台となる基本的な情報を共有していただいた後、次回以降は月1回程度会議を開催し、年内を目途に検討結果を取りまとめていきたいと考えるが、如何か。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。では改めて、本日の資料に基づいて、まず代表者会議で議論された議員によるSNS上での書き込みの経緯。

資料3 - 1になるが、このことについて事務局から説明させる。

事務局：(資料3 - 1により説明。)

委 員：では、ただいまの説明に対し何かご意見等はあるか。この捉えは違うのではないかとかということがもしあれば、お出しいただきたいと思うが、よろしいか。

全 員：なし。

委 員：では次に進める。このような流れの中でこの本プロジェクトが設置されて進められているということをもとにおいていただいてこれからの議論にも参加されたい。次に、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の条文、資料3 - 2になる。これが今すでにある条例になるが、これについて事務局から説明させる。

事務局：(資料3 - 2、参考資料により説明。)

委 員：ただいまの説明に対し、何かご質問等があればお聞きいただきたいと思うが如何か。

全 員：意見なし。

委 員：よろしいか。また最後に、もし何かあればおっしゃっていただければと

思う。最後に、政治倫理条例と同様の条例を設置している団体の条文、資料3 - 3になるが、事務局から説明をさせる。

事務局：(資料3 - 3により説明。)

委員：これは県議会レベルで作ってある条例についてのみ、まとめたものである。三重県議会を含め9県で既に作られているということで、ルール説明をいただいた。見比べ等はまた時間も必要だと思うので、見ていただいたらと思うが、ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見等があればお出しただきたいと思うが如何か。

委員：このプロジェクトのミッションのプロセスが、この代表者会議で経緯も説明いただいて、その内容的に人権侵害というか、その分野の範疇の話だったと思う。現在の政治倫理に関する三重県の条例の中で、いわゆるこういう行為は駄目だとしていて、政治倫理基準というところ、県の場合は3条になるが。どちらかという過去に経緯もあるのかして、金銭の授受だとか、利益供与だとか、そういう範疇が主になっているかと思うが、他県でいわゆる人権侵害に関わっての基準として上げてあるところはあるか。

事務局：本県を入れて9県ということで、一番最後に直近で制定されたのが鳥取県、平成25年ということもあり、今ご質問いただいた人権という言葉については、県レベルの条例についてはまだ現時点では入っていないというような形になっている。例えば鳥取県についても品位を著しく損なう行為とか、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないということである。ただ、他の団体、市議会等々ではそういった人権という言葉も入っているように聞いているので、そこは確認できたらというふうに思う。

委員：議論の流れとしてあまりピンとこない、フィットしない部分もあるので、ちょっとお聞きをしたところ。市町議会の倫理条例なんかでは、人権侵害の恐れのある行為とか、そんなのも例示されているようなところもちらちらっと見たので。そんなところも、もしいくつか参考になるところがあればまた提示をいただければありがたい。以上。

事務局：探して、また整理してご提示させていただきたい。

委員：そのあとのこともあるが、できるだけ早急に渡らせていただきたいと思いますので参考にさせていただいて、一番後に求めることについて反映をさせていただければと思うのでよろしく願いたい。他に如何か。

全員：なし。

委員：では他に質問等はないようなので、次回だが、このお示しをさせていただいたものを参考に、本日の基本的な情報を元に政治倫理条例の課題、あるいは倫理のあり方についても含め、あるいは運用等についても含め、それぞれの会派からご意見をいただいて、具体的に議論を進めたいというふうに思うが、如何か。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。課題を記入いただく様式について説明をさせていただく。条例の項目に従って書いてあるものである。

では、皆さんにお願いしたいことがある。このプロジェクト会議は、全会派から参加をしていただいているので、それぞれ皆さんから会派としてのご意見をいただきたいと思う。そこには、一番左側に条例の項目が書いてある。それぞれその項目の中で、条文に留まらず、考え方として過不足がないかどうか、課題はないかということをお考えいただきたい。最後にその他という項目がある。条例の条文等にかかわらず、全体的な考え方として課題と思われるところがあれば、その他の項にお書きをいただきたい。2回目の日程調整は、また、非公開のところさせていただきたいと思うが、2回目については、各会派の皆さんから出していただいたそれぞれの課題を取りまとめたうえで、どこをきちんと扱うべきか、どういうふうにするべきかということ、考え方も含めてここで議論をさせていただきたいと思うのでご了解をいただきたいと思うが、そのように進めたいと考えている。そのことについてよろしいか。今ペーパーだけお渡ししてあるが、データで必要ということであればメールで送らせていただきたいと思うので、申し出ていただきたい。そんな方向で進めたいと思うがよろしいか。

全員：異議なし。

委員：ご協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。なければ以上で第1回プロジェクト会議を終了する。